

**北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
(債務負担行為)**

募集要項

令和 7 年 7 月

大和市

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）

募集要項

目 次

第 1	募集要項の位置付け	1
第 2	事業概要.....	1
1	事業名称.....	1
2	事業の対象施設.....	1
3	公共施設等の管理者の名称	1
4	事業目的及び概要.....	1
5	事業方式.....	3
6	事業期間.....	3
7	事業者の収入.....	3
8	リスク分担の基本的な考え方	5
9	事業期間終了時の措置	7
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	募集及び選定方法.....	8
2	提案価格の上限額.....	8
3	募集及び選定スケジュール	8
4	参加者の参加資格等	9
5	公募手続き等.....	13
6	最優秀受注候補者及び次点候補者の選定方法等	19
7	最優秀受注候補者選定後の手続き	20
第 4	その他事業の実施に関し必要な事項	21
1	実施に関して使用する言語及び通貨	21
2	議会の議決.....	21
3	情報公開及び情報提供	21
4	参加に関する費用負担	21
5	問合せ先.....	21

第1 募集要項の位置付け

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）募集要項（以下「募集要項」という。）は、大和市（以下「本市」という。）が、北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）（以下「本事業」という。）について、募集条件を定めたものである。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）要求水準書（以下「要求水準書」という。）、北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）評価基準（以下「評価基準」という。）、北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）基本協定書（案）、北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）基本契約書（案）、北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）設計・建設工事請負契約書（案）、北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）維持管理・運営業務委託契約書（案）、北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）資源化物売買契約書（案）（これら5つの契約書等を総称して以下「事業契約書等（案）」という。）は一体のもの（以下、募集要項、要求水準書、評価基準、事業契約書等（案）及びその他の関連資料を総称して「募集要項等」という。）であり、募集要項等全体で募集条件を規定している。

第2 事業概要

1 事業名称

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）

2 事業の対象施設

所在地：大和市下鶴間 2698 番地

名 称：大和市北部浄化センター

3 公共施設等の管理者の名称

大和市長 古谷田 力

4 事業目的及び概要

本事業は、老朽化した北部浄化センター焼却施設の更新検討を踏まえ、更なる温室効果ガスの削減のため消化工程を導入するとともに、発生汚泥の有効利用を目的とする。

また、より一層の効果を得るため、水処理を含めた北部浄化センター全体での維持管理・運営を行う。

なお、本事業は事業者のノウハウを活用し、効果的に実施するため、汚泥の有効利用先の確保及び処理・処分を含んだ包括的民間委託として25年間行う。

項目	概要
事業者の業務及び期間	設計・建設業務：契約確定日から令和13年3月31日まで 維持管理・運營業務：令和8年10月1日から 令和33年9月30日まで
北部浄化センターにおける処理方式	水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮→消化→脱水→資源化施設 (今回の工事完了後における処理方式)
汚泥有効利用施設の対象物	北部浄化センターからの発生汚泥 中部浄化センターからの脱水汚泥 地域バイオマス（食品残渣）
予定処理量	北部浄化センター 処理水量：37,500 m ³ /日（令和8年～令和33年） 対象汚泥量：297t/日（消化タンク投入量） 地域バイオマス（食品残渣）受入量：2.0t/日 (上記内数となるが、給食のある日のみビニール詰めにて搬入) 中部浄化センター受入脱水汚泥量：35.3～41.5t/日 (令和8年～令和33年 10t ダンプ4～5台/日、 午前中2台、午後3台程度)
設計・建設対象施設	設計・建設対象 ア 消化設備 イ 資源化施設（炭化・乾燥等） ウ 地域バイオマス受入施設 エ 受変電設備（現焼却電気棟内） オ その他関連施設の建設及び改築※ 撤去対象施設 ア 焼却炉（施設規模 50t/日×1炉、60t/日×1炉） イ その他関連施設
維持管理・運営対象	北部浄化センター包括的民間委託 本事業で整備する施設及び既存焼却炉、場外搬出設備についてはレベル3.0とし、他の施設については大規模修繕を含めないレベル2.5を想定する。

※ 既存汚泥搬出設備（場外汚泥搬送コンベア設備、貯留ホッパ、場外受入設備等）についても、事業期間内での更新を想定している（事後保全的対応）。その他事業者提案に関連する施設・設備を含む。

- ※ 消化工程の導入に伴い、汚泥性状の変化が想定される。既設脱水機のうち、No.4 脱水機については耐用年数を超過していることから、事業者は設備の状態を適宜確認し、必要に応じて機能拡充を行うこと。機種については提案による。
- ※ 事業用地（雨水調整池横）に土壌脱臭設備が設置されているため、当該用地に汚泥有効利用施設整備を実施する場合は、代替の脱臭設備を設置すること。

5 事業方式

本事業は、汚泥有効利用施設の設計・建設及び水処理も含めた北部浄化センター全ての維持管理・運営を事業者にもねる DBO 方式（Design Build Operate 方式）で行う。

事業者は SPC を本市内に設立、若しくは JV を組成、又は単独で維持管理・運営業務を行うものとする。

6 事業期間

(1) 設計・建設

契約確定日から令和 13 年 3 月 31 日まで（試運転期間含む。）

(2) 維持管理・運営

令和 8 年 10 月 1 日から令和 33 年 9 月 30 日まで

(3) 維持管理・運営開始までのスケジュール（予定）

令和 7 年度下期	基本協定の締結
令和 8 年度上期	基本契約の締結
令和 8 年度上期	設計・建設工事請負契約の締結
令和 8 年度上期	維持管理・運営業務委託契約、 資源化物売買契約の締結
令和 8 年 10 月	維持管理・運営 開始

7 事業者の収入

(1) 設計・建設対象施設に係る対価

本市は、汚泥有効利用施設の設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて、設計・建設事業者に支払う。

本市は、本事業について（設計・建設工事に関し）国の交付金制度を活用する予定であることから、事業者は、本市が国の交付金を受領できるよう、本市の指示に従い必要な資料の作成等の協力を行うこと。

(2) 維持管理・運営委託に係る対価

本市は、事業者に対して、維持管理・運営期間にわたって要求水準書及び各

種契約に基づいた業務の内容に従い、維持管理・運営業務に係る対価を毎月 1 回支払う。

小規模修繕業務については、毎年度の出来高額に対して要求水準書に示す事業年度ごとの上限額の範囲内で年度末に 1 回支払う。

大規模修繕業務については、毎年度の出来高額に対して事業提案の範囲内で年度末に 1 回支払う。

汚泥運搬処分業務については、毎月の処分実績に対して事業提案の範囲内で月に 1 回支払う。

物価変動による改定は、維持管理・運営業務委託契約書（案）に示すとおりとする。

(3) 資源化物売買に係る収入

事業者は、自ら有効利用する場合を除き、資源化物を利用者に販売して対価を得る。なお、資源化物の販売により得られた収入は全て事業者の収入とする。事業者は、汚泥有効利用施設において製造された資源化物を本市から 1 t あたり 100 円（税抜き）を下限として買い取り、維持管理・運営期間を継続して全量有効利用することとする。

8 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体が適正にリスクを分担することを基本とする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則とし事業者が負うものとする。

予想される本市と事業者のリスク分担は、次のとおりとする。

リスク分担表 1/2

種類			内容	負担者	
				市	事業者
共通事項リスク	制度変更	法令変更	本事業にかかる根拠法令、許認可の新設・変更によるもの	○	
			本事業のみならず広く一般に適用される法令変更によるもの (広く一般に適用される法令変更について、法令変更があった場合は内容を確認の上、両者協議を経て適切な負担者を決定する。)	△	△
		税制変更	消費税の変更、事業者に課される税金のうち、その利益にかかる税以外の税制変更によるもの	○	
			本事業に関する新税の成立、税制変更によるもの(法人の利益にかかる税、消費税を除く)	○	
			法人の利益にかかる税の変更によるもの		○
		許認可リスク	市が取得すべき許認可等の取得の遅延によるもの	○	
			事業者が取得すべき許認可等の取得の遅延によるもの		○
	社会動向	地域対応	本事業の実施に対する地域の要望等に関するもの	○	
			事業者が実施する業務による地域の要望等に関するもの		○
		環境保全	事業者が行う業務による環境問題(周辺への環境悪化、振動・騒音・地盤沈下・臭気等)		○
		第三者賠償	市が行う業務により第三者に与えた損害	○	
			事業者が行う業務により第三者に与えた損害		○
		第三者からの損害	市が行う業務に関して第三者に与えられた損害	○	
			事業者が行う業務に関して第三者から与えられた損害		○
	経済動向	物価変動	事業期間中の物価変動によるもの	○	△ ※1
	債務不履行		市の帰責事由により事業中止、遅延、債務不履行の場合のもの	○	
			事業者の帰責事由による事業放棄、破綻、遅延、あるいは事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合のもの		○
	不可抗力		不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等	○	△ ※1
	募集要項等		募集要項等の誤り、内容の変更によるもの	○	
	応募コスト		プロポーザル参加費用に関するもの		○
	契約締結		市の帰責事由により契約を締結できない、契約締結が遅延するなど	○	
			事業者の帰責事由により契約が締結できない、契約締結が遅延するなど		○
	安全確保		本事業の実施における安全性の確保		○
	特許		事業者の提案内容に含まれる特許権等の対象となる事業手法、施工方法、維持管理方法等の使用によるもの		○
	構成員・協力企業		構成員・協力企業の能力不足等による事業悪化		○
設計段階リスク	測量・調査等		市が実施した測量・地質調査等の不備によるもの	○	
			事業者が実施した測量・地質調査等の不備によるもの		○
	設計費増大		市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
			事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
	設計変更		市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
			事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
	用地		本事業用地における、市が提示した情報からは予見不可能と合理的に判断される地盤、地質、土壌汚染及び埋蔵物によるもの	○	

※1 原則市の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する。

リスク分担表 2/2

種類			内容	負担者		
				市	事業者	
建設段階リスク	工事完了遅延		市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○		
			事業者の提案内容及び設計・建設業務の不備・変更によるもの		○	
	工事費の増大		市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○		
			事業者の提案内容及び設計・建設業務の不備・変更によるもの		○	
	条件不適合		施設の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない（施工不良含む）ことによるもの		○	
	契約不適合リスク		契約不適合責任に係る権利行使期間内に発見された、当該施設に関する契約の内容への不適合に関するもの		○	
		契約不適合責任に係る権利行使期間終了後に発見された、当該施設に関する契約の内容への不適合に関するもの	○			
維持管理・運営段階リスク	要求水準未達		市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○		
			事業者の提案内容、設計・建設業務及び維持管理・運営業務の不備・変更によるもの		○	
	施設損傷		市の帰責事由による施設損傷	○		
			当該施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な維持管理・運営業務を行わなかったことによる施設損傷		○	
			事業者の実施する維持管理・運営業務の不備等による当該施設及び当該施設以外の施設損傷		○	
			市及び第三者の帰責事由による当該施設の施設損傷	○		
	施設改修		市の帰責事由により施設改修が必要となった場合	○		
			要求水準の未達等、事業者の帰責事由により施設改修が必要となった場合		○	
	費用増加		市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○		
			事業者の提案内容、設計・建設業務、維持管理・運営業務の不備・変更によるもの		○	
			事業者の行うユーティリティ調達において、調達元の都合（倒産や物価変動の枠を超える価格改定等）によるもの		○	
	維持管理・運営状況	中部浄化センターからの脱水汚泥性状の変動リスク		市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		地域バイオマス性状の変動リスク		市の帰責事由により地域バイオマス性状が変動し、処理に影響を与える場合	○	
		資源化物の利用リスク		利用先の確保及び利用先への供給責任		○
		汚泥資源化物の製造に関するリスク		市の帰責事由により資源化物の製造が行われない場合	○	
				事業者の帰責事由により資源化物の製造が行われない場合		○
		汚泥資源の買取りに関するリスク		市の帰責事由により資源化物の買取りが行われない場合	○	
				事業者の帰責事由により資源化物の買取りが行われない場合		○
		資源化物の運搬・貯蔵・利用に関するリスク		市の指示・変更によるもの	○	
				適正な資源化物の運搬、貯蔵、利用、利用後の影響に関する責任・費用負担		○
				資源化物を利用することに対する利用先周辺の対応		○
終了時	終了手続き		本事業終了時の手続きに要する費用		○	
			本事業終了時の諸手続に係る市の事由によるコスト増大リスク	○		

9 事業期間終了時の措置

(1) 本市所有の資産等

事業者は、事業期間中、保全管理業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本事業の対象施設を本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない。

(2) 事業者所有の資産等

本事業の実施のために、事業者が事業用地内に所有する資産については、全て事業者の責任において、速やかに撤去又は処分の上、原状回復しなければならない。

(3) 事前協議

本事業で設置した汚泥有効利用施設については、事業期間終了の5年前を目途に廃止・撤去とするのか引き続き利用するのか等、その時点における状況等を踏まえ、対応を本市と協議を開始する。

(4) 業務の引継ぎ

本市又は本市の指定する第三者への業務の引継ぎは、原則として事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、適切に行わなければならない。

なお、事業者は、事業期間終了後も北部浄化センターは継続稼働することを踏まえ、要求水準を満足する状態に保って本市に引継ぐものとする。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性に配慮した上で事業者を選定する。

事業者の募集及び選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

2 提案価格の上限額

本事業の提案価格の上限額は次のとおりとする。なお、最低制限価格は設けない。

- (1) 設計・建設工事：14,800,000,000 円（税込）
- (2) 維持管理・運営：28,500,000,000 円（税込）

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、概ね以下のとおりである。

表1 事業者の募集・選定スケジュール

時期	内容
令和7年3月27日	実施方針（案）の公表、質疑受付開始
4月15日午後5時まで	実施方針（案）質疑受付期限
7月16日	実施方針（案）の質疑への回答と修正版及び募集要項等の公表、現場説明会参加受付開始
7月31日午後5時まで	現場説明会参加受付期限
8月18日	現場説明会（1回）※1 後プロポーザル参加受付開始
現場説明会後～11月28日	技術的対話の実施（期間中に1～2回を想定）※2
10月21日午後5時まで	プロポーザル参加受付期限
11月10日	参加資格の確認（1次審査結果通知）、事業提案書の受付開始
12月15日午後5時まで	事業提案書の提出期限
12月中旬～下旬	事業提案書の確認
令和8年1月	プロポーザル実施（2次審査）
2月上旬	入札参加者選考委員会（集中審議）…最優秀受注候補者決定の承認
2月中旬	最優秀受注候補者へ通知
2月下旬	基本協定の締結
4月上旬	基本契約及び各種契約の締結、本事業開始
10月1日	維持管理・運営業務開始（既存施設含む）
令和33年9月30日	本事業終了

※1 出席を参加資格要件の一つとする。

※2 希望者に限る。

4 参加者の参加資格等

(1) 本事業における本市と事業者の関係性

本事業における本市と事業者の関係性を下図に示す。

複数の企業からなるグループ（以下「企業グループ」という。）を構成する場合は、構成する企業（以下「構成員」という。）の名称及びそれらの者が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

また、企業グループは、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が本事業の応募・契約・業務執行に関する代表窓口となるものとする。

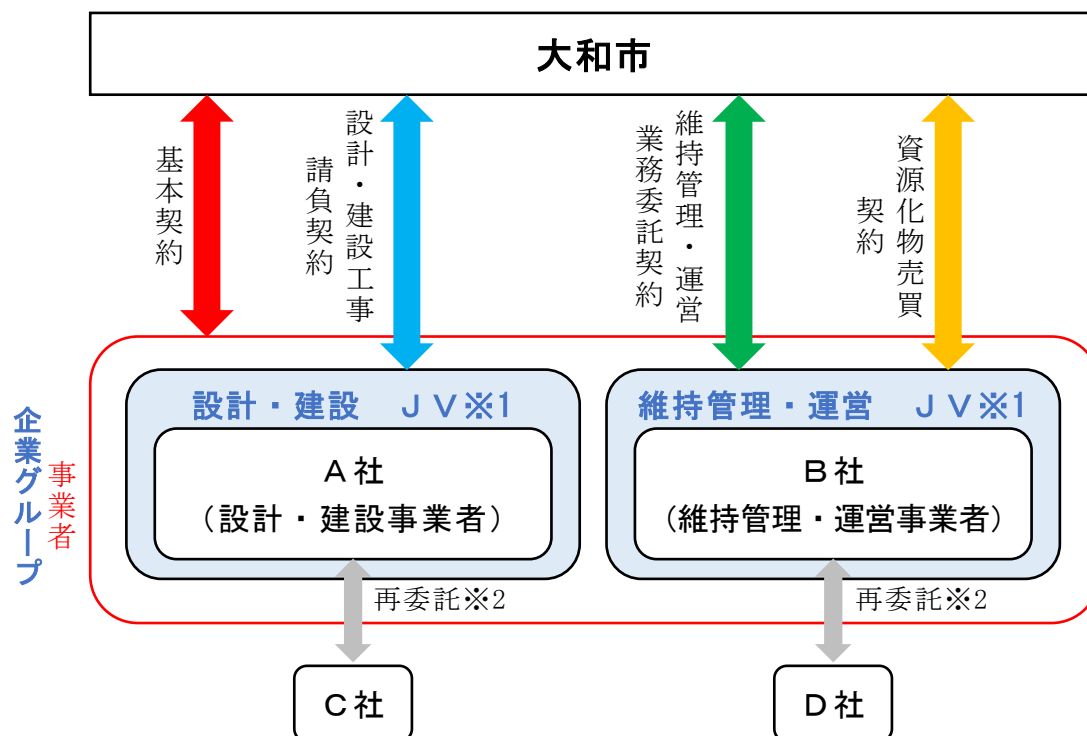
本市は、企業グループと本事業に係る基本契約を締結する。

本市と設計・建設工事請負契約を締結する企業は、1 者又は複数者からなる共同企業体を構成することを可能とする。設計・建設工事を行う共同企業体の運営形態（共同施工、分担施工）、及び構成員の数、出資比率は事業者からの提案に基づくものとする。

維持管理・運營業務委託契約を締結する企業についても、1 者又は複数者からなる共同企業体を構成することを可能とする。

企業グループを構成する場合、構成員の数、出資比率は事業者からの提案に基づくものとする。

図（本市と事業者の関係性）



※1 JV の組成は任意とし、単独企業での実施も可とする。

※2 再委託の実施は任意である。

(2) 参加者の構成

ア 参加者は、現場説明会に出席した単独企業又は企業グループとする。企業グループの場合は構成員のいずれか1者以上が出席していること。

イ 参加者がJVを結成する場合、代表企業を選定し、代表企業の出資比率は他の構成企業の出資比率を下回らないものとする。

ウ 参加者がSPCを設立する場合も、代表企業の出資比率は他の構成企業を下回らないものとする。また、構成企業以外の者がSPCの出資者となってはならない。加えて、SPCの維持にあたって、出資構成企業は原則として変更できないものとする。ただし、出資構成企業のいずれかが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合等、やむを得ない事情により出資構成企業のSPCへの出資が困難な事態となった場合には、代表企業は直ちに本市に通知するとともに、出資構成企業と連帯して必要な出資金を確保し、SPCを維持しなければならない。

エ 企業グループの構成員は、他の参加者として重複参加できないものとする。

オ 北部浄化センター中央監視のプログラムや設備を構築している「日新電機株式会社」は本事業で中央監視設備の更新を含んでいないこと、価格や提案内容等の面から公平性を期することから、企業グループの構成企業とすることは認めない。

また、既設中央監視設備との接続に係る事業費の算出にあたっては、参加者が同社から直接見積依頼すること及び連絡することを認めない。事業費算出にあたり「日新電機株式会社」に見積りを必要とする場合は、見積りに必要な条件（見積仕様書、関連図面等）を整理し、見積仕様書を本市に提出し、本市が参加者に代わり、「日新電機株式会社」に見積依頼を行うものとする。

カ 参加資格確認書の提出後から最優秀受注候補者選定まで（最優秀受注候補者に選定され、基本契約を締結した場合は締結するまで）の間は、企業グループの代表企業及び構成員の変更は認めない。ただし、企業グループの構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。

キ 参加資格確認書の提出後から最優秀受注候補者選定まで（最優秀受注候補者に選定され、基本契約を締結した場合は締結するまで）の間は、企業グループの構成員が第3.4(2)、又は同(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、本市に速やかに通知しなければならない。

(3) 共通の参加資格

応募する民間事業者は、参加資格確認書の受付開始日において、担当する業務について以下の参加資格要件を満たすことを必要とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

イ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 9 条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。

ウ 「会社更生法」(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続の開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けている者、又は「民事再生法」(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

エ プロポーザル参加受付期限日から最優秀受注候補者の選定の日までの間に、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていないこと。

オ 本市が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した「株式会社日水コン」並びに本事業に関して本市へ助言を行った「三浦法律事務所」と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

カ 「大和市暴力団排除条例」(平成 23 年大和市条例第 4 号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

キ 「神奈川県暴力団排除条例」(平成 22 年神奈川県条例第 75 号) 第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しないものであること。

ク 企業グループの構成員の全てが、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

ケ 企業グループの構成員の全てが、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税(都税・特別区税)及び道府県税(都税)を滞納していない者であること。

コ 企業グループの構成員の全てが、「雇用保険法」(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険、「健康保険法」(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険及び「厚生年金保険法」(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険(以下「社会保険」という。)に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

サ 上記オ、カに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

シ 企業グループの構成員の全てが、参加資格確認基準日以前 2 年以内に銀行

取引停止処分を受けた者でないこと。

ス 企業グループの構成員の全てが、参加資格確認基準日以前 6 か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。

セ 企業グループの構成員の全てが、所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

(4) 本事業の設計・建設事業者

設計・建設事業者は、次のアからカの要件を満たしていること。

複数の構成員で建設業務を分担する場合は、各担当工事の要件を満たすこと。

ウ及びエの要件は、機械設備工事を実施する構成員のうち少なくとも 1 者が満たすことで足りる。(例えば、構成員が 2 者の場合は、いずれか 1 者がウ及びエの要件を満たしていること。若しくは、いずれか 1 者がウの要件を満たし、残り 1 者がエの要件を満たしていること。)

カの要件は、構成員のうち少なくとも 1 者が満たすことで足りる。

ア 「大和市契約規則」(昭和 55 年規則第 38 号)に基づく入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者、かつ、営業種目が「機械器具設置」の登録がされている者であること。ただし、資格者名簿に登録されていない者は、資格確認書類提出日までに登録申請を行い、登録しておくこと。

イ 「建設業法」(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく「機械器具設置工事業」のほか、「電気工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」等の本事業に必要な建設業許可を有していること。

ウ 本事業において担当する工事の種類について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の結果の総合評定値が下記点数以上であること。

【経営事項審査の結果の点数】

機会設備工事：機械器具設置工事 1,100 点以上

エ 本事業における担当工事について、以下の施工実績を元請(共同企業体として受注した場合にあっては、出資比率 20 パーセント以上のものに限る。)として有すること。

【施工実績】

・過去 10 年以内に、日本国内の公共事業で水処理能力 30,000 m³/日以上以上の規模を有する下水道終末処理場の汚泥処理施設の工事を元請として施工した実績を有する者。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。

オ 本事業で対応する許可業種に係る専任の監理技術者又は専任の主任技術者

を配置できること。また、工期途中での業種変更は不可とする。

カ 本事業で対応する設計業務に対して、「下水道法」(昭和 33 年法律第 79 号) 第 22 条で規定された資格を有する者を配置できること。

(5) 本事業の維持管理・運営事業者

維持管理・運営事業者は、次のアからエまでの要件を満たしていること。

ア 資格者名簿に登録されている者、かつ、営業種目が「污水处理施設等保守管理の委託」細目「下水道処理施設」の登録がされている者であること。

イ 「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号) 第 15 条の 3 で規定する資格を有する業務総括責任者、副業務総括責任者を専任で配置できる者

ウ 関係法令に基づき、業務を遂行する上で、必要な資格者を配置できること。

エ 過去 10 年以内に、日本国内の公共事業で水処理能力 30,000 m³/日以上規模を有する下水道終末処理場の維持管理・運営業務を元請として 1 年以上継続して履行した実績を有する者

5 公募手続き等

(1) 募集要項等の公表に関する事項

ア 現場説明会

現場説明を希望する企業は、以下の手続きにより申し込むこと。なお、本市は現場説明会時の参加者による質問には回答しない。

(ア) 申込方法

現場説明会に参加を希望する企業は、様式 2-1 (現場説明会参加申込書) を次の申込先へ電子メールで送付すること。その際、件名は「大和市北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業・現場説明会申込●●」(●●は提出企業名)とし、本市が受領していることを電話等で確認すること。なお、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の更なる制限を行うことがある。

現場説明会については、現地集合、現地解散とし、交通手段については各企業で確保すること。

《提出様式》

様式 2-1 (現場説明会参加申込書)

(イ) 参加申込期間

募集要項等の公表日から令和 7 年 7 月 31 日 (木) 午後 5 時まで

(ウ) 日程

令和 7 年 8 月 18 日 (月) を予定

(エ) 場所

大和市北部浄化センター汚泥有効利用施設建設予定地

(大和市下鶴間 2698 番地)

(オ) 申込先

大和市 下水道・河川施設課 処理場施設係

電 話：046-260-5473

電子メール：ka_gsize@city.yamato.lg.jp

(カ) その他

説明を行う会議室はスペースが限られるため、1社につき2名までの参加とすること。また、交通手段について、自家用車やレンタカーの使用は妨げないが、駐車場の数に限りがあるため、公共交通機関やタクシー等の活用も検討すること。ヘルメット持参のこと。

イ 参考資料の貸与申込

参考資料の貸与を希望する企業に対して、本市から参考資料（データ CD）の貸与を行う。

なお、参考資料から知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、本市の承諾なく、参考資料を他人に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。

(ア) 受付期間

募集要項等公表日から令和7年7月31日（木）午後5時まで

(イ) 申込方法

資料の貸与を希望する場合は様式1-6（参考資料貸与申込書兼誓約書）及び参考資料の貸与申込者の確認に必要な書類等を、下記申込先へ持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものは有効とし、「大和市北部浄化センター汚泥有効利用施設参考資料貸与申込書在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

《提出様式》

様式1-6（参考資料貸与申込書兼誓約書）

(ウ) 申込先

大和市 下水道・河川施設課 処理場施設係

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

(エ) 参考資料の貸与

当該企業が現場説明会に参加する日に本市から貸与する。ただし、郵送により貸与申込書類を提出した場合で、当該企業が現場説明会に参加する日までに本市による申込書類確認が未完の場合は、本市が指定する日時及び場所にて本市から貸与する。

ウ 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問の受付及び回答を以下のとおり行う。

(ア) 受付期間

募集要項等公表日から令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時まで

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、電子メールにて提出すること。使用するソフトは、「Microsoft Excel」（保存形式は xlsx 形式）とすること。また、件名は「大和市北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業・質問書●●」（●●は提出企業名）とすること。なお、本市が質問書を受信したときは、質問書の各提出者に対して、3 開庁日以内に電子メールにより受信確認通知を行う。本市からの受信確認通知が無い場合は、連絡先へ電話により確認をすること。

《提出様式》

様式 1-1（募集要項に関する質問書）

様式 1-2（要求水準書に関する質問書）

様式 1-3（評価基準に関する質問書）

様式 1-4（事業契約書等（案）に関する質問書）

様式 1-5（様式集に関する質問書）

(ウ) 提出先

大和市 下水道・河川施設課 処理場施設係

電話：046-260-5473

電子メール：ka_gsize@city.yamato.lg.jp

(エ) 募集要項等に関する質問への回答の公表

募集要項等に関する質問への回答は、令和 7 年 10 月 10 日（金）までに本市ホームページにおいて公表する。

(オ) 技術的対話の実施

本事業の提案過程において、参加者が本市に提案内容についての事前確認を希望する場合は、技術的対話を申し込むことができる。なお、技術的対話によって、参加者を絞り込むことはしない。

技術的対話は 1 社につき 2 回を限度に申し込むことができ、実施するにあたっては、提出書類は定めない。

申込みにあたっては、上記(ウ)提出先に電子メールにて、申し込むこと。また、件名は「大和市北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業・技術的対話申込●●」（●●は提出企業名）とし、希望日を本文に記載すること。

本市が技術的対話の申込みを受信した後、本市から電子メールにて実施日時及び場所を連絡する。

【申込受付期間及び実施期間】

現場説明会後から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

※必ずしも希望日に沿った実施とならない場合があるため、希望日直前の申込みとならないよう注意すること。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の確認を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書等を提出しない企業並びに参加資格がないとされた企業は本プロポーザルに参加することができない。

ア 参加表明書等の受付

(ア) 受付期間

現場説明会後から令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 5 時まで

(イ) 提出先

大和市 下水道・河川施設課 処理場施設係

〒242-8601 大和市下鶴間 1－1－1

(ウ) 提出方法

参加表明書等は、上記提出先へ持参又は郵送により提出すること。電子メールによる提出は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時までに持参すること。また、郵送の場合は、令和 7 年 10 月 21 日（火）までの消印のあるものは有効とし、「大和市北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

イ 参加表明書等の作成

参加表明書等は、以下の様式と添付書類の正本 1 部・副本 1 部を作成すること。提出にあたっては、簡易ファイル綴じとして提出すること。

《提出様式》

様式 2-2（参加表明書）

様式 2-3（参加資格確認申請書）

様式 2-4（誓約書）

様式 2-5（企業グループ構成表）

様式 2-6（委任状）

様式 2-7（建設共同企業体協定書）

様式 2-8（共同企業体協定書）

様式 2-9（設計・建設企業の配置予定技術者の資格）

様式 2-10（維持管理・運営企業の配置予定技術者の資格）

様式 2-11（導入実績調書）

様式 2-12（運転実績調書）

様式 2-13（導入技術調書）

様式 2-14（提出書類チェックリスト）

ウ 参加資格確認の通知

本市は、参加表明書等を提出した企業に対して、参加資格確認通知を令和 7 年 11 月 10 日（月）までに発送し、また、同日に参加資格確認通知の PDF ファイルを電子メールで送付する。

なお、この時、本事業に関する提案内容を記載した資料（以下「提案書類」という。）提出時に使用する応募者番号を併せて通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の取扱い

参加資格がないと通知された企業は、参加資格がないと判断された理由について、本市に説明を求めることができる。その場合、書面の郵送により上記提出先まで申し出ること（様式自由）。令和 7 年 11 月 17 日（月）までの消印のあるものは有効とする。回答は文書により行い、令和 7 年 12 月 17 日（水）までに発送する。

オ その他

(ア) 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(イ) 本市は提出された参加表明書等を参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(3) プロポーザル参加の辞退

参加表明書等の提出以後、プロポーザル参加を辞退する場合は、様式 3（参加辞退届）を提案書提出日までに本市に持参、又は郵便（提案書提出日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、参加資格があると通知された企業が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

《提出様式》

様式 3（参加辞退届）

(4) 提案書類提出日時等

参加資格確認通知により、参加資格があるとされた企業は、提案書類をア(イ)の場所に持参し、提出すること。その際、参加資格確認通知の写しを持参すること。

ア 提案書類の提出

(ア) 日時

令和 7 年 12 月 15 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休

日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(イ) 場所

大和市 下水道・河川施設課 処理場施設係

〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1

イ 提案書類の作成方法

(ア) 提案書類は様式集に記載する方法に従い作成すること。

(イ) 提出部数は、正本1部・副本10部（ただし、様式V、添付資料、電子データは副本2部）とし、副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする。

(ウ) 施設整備計画図面集・計算書類のうち図面関連については、A3版とし、その他の様式はA4版の簡易ファイル綴じとする。

(エ) 全ての提案書類について、電子データ（CD-R 又は DVD-R）を併せて提出すること。なお、データ保存方式は様式集に記載する方法とする。

(オ) Excel データについては、必ず計算式等を残したファイル（様式以外のシートの計算式がリンクする場合には、当該シートも含む）とするよう留意すること。

《提出様式》

様式 I（事業提案書全般に関する書類）から様式 IV-21（その他の提案書）までの各様式

ウ 提案書類提出にあたっての留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

提案書類を提出した参加者は、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(イ) 公正な公募プロポーザルの確保

参加者を構成する企業は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、本市は契約の解除等の措置をとることがある。

(ウ) 本事業に関する提案内容を記載した提案書類の取扱い

・著作権

本市が提示した募集要項等又はその他の参考図書等の著作権は本市に帰属する。また、提案資料の著作権は参加者に帰属する。なお、本事業の事業者選定結果に関する公表その他本市が必要とするときは、本市は事業者の提案資料の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

・特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の

法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

- ・本市が提示した参考図書等の取扱い

本市が提示する募集要項等又はその他の参考図書等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

- ・複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

- ・提案書類変更の禁止

提案書類の変更はできない。

(エ) 使用言語、単位及び時刻

本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は「計量法」(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(オ) 提案書類の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・参加資格がない者が提出した提案
- ・参加者の代表企業以外の者が提出した提案
- ・参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案
- ・記名及び押印のない提案
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確な提案
- ・参加者が2つ以上の提案書類を提出した場合
- ・本プロポーザルに際して談合等の不正行為があった場合
- ・所定の日時までに所定の場所に到着しなかった提案

(カ) 本プロポーザルの中止等

天災地変等やむを得ない理由により、本プロポーザルの執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。プロポーザル参加者の談合の疑い、不正不穏行動等により本プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、本プロポーザルの執行を延期し、又は中止する場合がある。なお、上記中止等の場合において、提案書類の作成等のために参加者がその時点までに費やした費用は、全て参加者の負担とする。

6 最優秀受注候補者及び次点候補者の選定方法等

(1) 評価委員会の設置

本市は、最優秀受注候補者の選定にあたり、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）にて提案内容の評価を行う。

参加者は、評価委員会へ専門的な説明を行うため、プレゼンテーションを行

う。このプレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものである。

なお、プレゼンテーションの日程については、後日、参加者に通知する。

(2) 選定方法

評価は、資格確認及び提案内容の評価を行う。本市は、評価委員会の評価を踏まえ、最優秀受注候補者及び次点候補者を選定する。なお、具体的な基準は、「評価基準」に示す。

(3) 提案書の提出

技術的対話の実施の如何を問わず、提案書を提出できる。

(4) 選定結果の公表

本市は、選定の結果及び評価の内容について、参加者に文書で通知する。また、結果は本市ホームページで公表する。

7 最優秀受注候補者選定後の手続き

(1) 基本契約の締結

最優秀受注候補者として選定された者は速やかに基本協定を締結して本市と協議を行い、協議が整った場合には基本契約を本市と締結しなければならない。

(2) 設計・建設工事請負契約の締結

設計・建設事業者は、基本契約に基づき、本事業で設置する施設の設計・建設工事に関し、本事業に係る工事請負契約を本市と締結しなければならない。

(3) 維持管理・運營業務委託契約の締結

維持管理・運營業事業者は、基本契約に基づき、本施設の維持管理・運営に関し、本事業に係る維持管理・運營業務委託契約を本市と締結しなければならない。

(4) 契約保証金及び保険

ア 契約保証金

事業者は下記に示す契約保証金を納付するものとする。ただし、大和市契約規則第 39 条第 3 項に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第 40 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(ア) 設計・建設工事請負契約

設計・工事請負契約に係る契約金額の 10 分の 1 以上。

(イ) 維持管理・運營業務委託契約

維持管理・運營業務委託契約に係る契約金額の 10 分の 1 以上。

イ 保険

工事を適正に遂行するにあたり保険に加入すること。（詳細については、事

業契約書等（案）に記載する。）

第4 その他事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 議会の議決

本市は、本事業の契約範囲における財源確保について、大和市議会令和7年3月定例会にて債務負担行為の設定に関する手続きを行い、承認されている。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市ホームページ等を通じて適宜行う。

4 参加に関する費用負担

参加に係る費用は全て参加者の負担とする。

5 問合せ先

募集要項に関する問合せ先は、以下のとおりとする。ただし、本事業に係る内容の問合せは受け付けない。

大和市 下水道・河川施設課 処理場施設係

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

電話：046-260-5473

電子メール：ka_gsise@city.yamato.lg.jp